

「Google ブック検索和解」について

著者ならびに関係者の方々へ

「Google ブック検索和解」について

「Google ブック検索」は、世界最大のネット企業 Google が同社サイト内で提供している書籍の全文検索ができるサービスのことで、書籍の内容の一部または全ページが無料で表示されるものです。

Google は、アメリカの大学や公立図書館と提携し、その蔵書を権利者（著作権者や出版社）の許可なくスキャンし、デジタルデータ化してきました。Google は、この書籍のデジタルデータをデータベース化し、蔵書を提供した図書館で利用することを可能にするなどの事業をスタートしました。

しかし、この無断でデジタルデータ化を進める行為は、明らかな著作権の侵害であるとして、米国作家組合と米国出版協会会員である出版社が、2004 年、Google に対して訴訟を起こしました。これが「Google ブック検索訴訟」です。

Google は、これはアメリカの著作権法で認められている「公正利用」だとしています。また、デジタル化した対象書籍は、アメリカ国内の一般書店に流通していない書籍としています。しかし、通常は日本語の書籍はアメリカの書店では流通していませんので、ほぼすべての日本の書籍がデジタル化の対象となります。

本件については、2008 年 10 月に当事者間で和解が成立しましたが、この Google ブック検索訴訟は、国際的に著作権を保護するための「ベルヌ条約」（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約）によって保護されるすべての権利者（著作権者や出版社）にこの和解の内容が適用されることになりました。

日本もベルヌ条約に加盟しておりますので、日本の出版社である小社の著者ならびに小社もこの和解の対象者となります。

この和解の主な内容は、

2009 年 1 月 5 日以前に刊行された書籍について Google がデジタル化を継続して行い、「本文のオンライン販売」「ページの表示や抜粋表示」などをすることを認める代わりに、

1. Google は権利者の許諾なしにデジタル化した書籍に対し、1冊あたり 60 ドルの対価を請求に応じて支払う。
2. Google の運営する「書籍データ利用の商業的サービス」の売上のうち 63%を権利者に分配する。
3. 権利者は個々の書籍について、Google に対しデータベースからの削除と本文表示利用の停止を要求できる。

この和解案に対し、権利者がとることのできる選択肢は大きく分けて2つあります。

1. 和解に参加する。
2. 和解に参加しない。(和解から離脱する)

2009年(本年)9月4日までに何もしなければ、自動的に和解に参加することになります。和解に参加しない場合には、Googleに対して、申し入れを行う必要があります。この場合に限りGoogleを著作権侵害で訴えることができます。ただし訴訟等は独自で行うこととなり、各自費用負担の必要があります。

成山堂書店の見解・方針

成山堂書店としましては、本件について検討して参りました。海事図書を中心とした、日本の専門書出版の書籍が、どの程度利用されるのかは未知数ですが、Googleの行為は明らかな権利侵害と考えられ、認知できるものではありません。しかしながら、和解に参加しない場合、書籍データベースからの削除の要求が困難になり、手間・経費等を含め、デメリットが多いと判断しました。また、これまで同様Googleの無断での書籍デジタル化とその商業的な利用を許す事態となります。これらを踏まえ、成山堂書店としましては、和解に参加することといたしました。まずは著者(著作権者)、出版社の権利を守ることが重要ですから、今後書籍の無断使用を継続させないために、和解に参加した上で、2011年4月5日(要求期限)までに無断でデジタル化した書籍の削除を要求します。これにより、実質的な影響は抑えられるものと考えます。

以上、著者および著作権者ならびに関係者の皆様にはご理解・ご了承を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご連絡・お問い合わせ等について

本件についての詳細他、ご自身の書籍がデジタル化されているかどうかの確認は、下記のサイトをご参照ください。

(社)日本書籍出版協会 <http://www.jbpa.or.jp/>

Google「Googleブック検索和解契約」<http://books.google.com/intl/ja/googlebooks/agreement/>

また、小社への問い合わせは、編集チーム(担当:板垣)までご連絡ください。